



平成28年度静岡県最低賃金の改正に係る異議申出状況 及び今後の予定について

平成28年8月9日、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{いししろ} 居城 ^{しゅんこ} 舜子、以下「審議会」という。）から静岡労働局長（野村 栄一）に対し、「静岡県最低賃金を現行の時間額783円から24円引き上げ、『時間額807円』とする」旨の答申を受けたことから、平成28年8月9日から同年8月24日までの間、最低賃金法の規定に基づき、静岡県最低賃金の適用を受ける使用者又は労働者（これらの者の団体を含む。）からの異議申出を受け付けたところ、計12件の異議申出がありました。

そのため、昨日（8月25日）審議会を開催し、異議の申出内容について意見を求めたところ、審議会から「本年8月9日付け答申どおり決定することが適当である」旨の答申がありました。

この答申を受けて、今後、静岡労働局長が静岡県最低賃金の改正を決定し、官報公示の手続を経た上で効力が発生することとなりますが、具体的には9月5日付けで官報に公示する予定としているため、「本年10月5日から改正された静岡県最低賃金（時間額807円）が適用される」予定となります。

改正された金額の対前年上昇率は3.07%であり、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降、引上げ額・引上げ率ともに最大となります。

【参考：静岡県最低賃金額、前年引上げ率及び引上げ額の推移】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (予定)
最低賃金額	728円	735円	749円	765円	783円	807円
対前年引上げ率	0.41%	0.96%	1.90%	2.14%	2.35%	3.07%
対前年引上げ額	3円	7円	14円	16円	18円	24円